主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人豊川義明、同寺沢勝子、同戸谷茂樹、同斎藤浩、同高橋典明の上告趣意の うち、公職選挙法一三八条一項、二三九条三号(昭和五〇年法律第六三号による改 正前のもの)の違憲をいう点は、右各規定が憲法前文、一四条、一五条、二一条、 三一条に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和四三年(あ)第二二六五 号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)の趣旨に徴し明らか であるから、所論は理由がなく(最高裁昭和五五年(あ)第八七四号同五六年六月 一五日第二小法廷判決・刑集三五巻四号二〇五頁、同昭和五五年(あ)第一四七二 号同五六年七月二一日第三小法廷判決・刑集三五巻五号五六八頁参照)、公職選挙 法一四二条一項、二四三条三号(昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの)の 違憲をいう点は、右各規定が憲法前文、一四条、一五条、二一条に違反しないこと は、当裁判所の判例(最高裁昭和二八年(あ)第三一四七号同三〇年四月六日大法 廷判決・刑集九巻四号八一九頁、同昭和三七年(あ)第八九九号同三九年一一月一 八日大法廷判決、刑集一八巻九号五六一頁、同昭和四三年(あ)第二二六五号同四 四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)の趣旨に徴し明らかである から、所論は理由がなく、憲法九八条二項違反をいう点は、その実質は公職選挙法 一三八条一項、二三九条三号(昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの)が市 民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五四年八月四日公布条約第七号)に違 反する旨をいう主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五七年一一月五日

最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	圭		牧	裁判官